



社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



あっという間に1月が終わりもう2月。寒い日が続きますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。先日受けた健康診断では、前の年より体重が増えてしまいました（増えてますね、としっかり指摘されました。。）食後にはつつい甘いものがほしくなって、なかなか我慢できません。これからしばらくマラソンのシーズンですので、どれだけ運動不足解消になるかわかりませんが、がんばって走りたいと思います。



気になるお金の相場

～社員への出産祝金～

他社はどうしているのか、世間の相場は？ いろいろな数字をご紹介します。貴社の参考にしてください。（日本実業2009年調査 集計企業数223社）

（単位：円）

| 勤続年数 | 女性社員本人への支給 | 男性社員の配偶者への支給 |
|-------|------------|--------------|
| 支給する | 87.4% | |
| 最高額 | 50,000 | 50,000 |
| 最低額 | 3,000 | 5,000 |
| 最多回答額 | 10,000 | 10,000 |
| 平均額 | 14,820 | 14,409 |

★これで完璧！ 2月の事務



☆確定申告☆

2月16日（水）から3月15日（火）まで、平成22年分の所得税・個人住民税の確定申告の受付となります。給与所得者であっても、年末調整のできなかった方、年収が2,000万円を超える方、給与を2か所以上から受けていて一定額以上の給与を得ている方、公的年金を一定額以上受けている方、住宅ローン控除や医療費控除を受ける方など（詳細はご確認ください）は、確定申告が必要です。年末調整時に各種の控除証明書などが提出できず控除を受けられなかった方も、確定申告で再度税金を計算し直すことができます。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

1月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、2月10日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

1月分の社会保険料・児童手当拠出金を 2月28日までに納付。

☆10月決算法人の確定申告と納税☆

12月決算法人の確定申告と納税、6月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 2月中の決算応答日までです。

★トピックス★



* 今春卒業予定の新卒者採用に 助成金！ *

平成22年度限りの緊急支援策として、ハローワークを通じて2月1日から3月末までに今春卒業予定の学生を採用した企業に対し、奨励金を支払うことが決まりました。これは、卒業後3年以内の既卒者の採用を促す支援策「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」「既卒者育成支援奨励金」の対象を、今春卒業予定の新卒者にも対象を拡大するものです。受給のためにはいくつかの要件がございますので、事前にご確認ください。

パワハラで会社が訴えられないために…

長時間労働による過労死や脳・心臓疾患、メンタル不全による労災認定が増えていますが、同じように増えているのが「パワハラ」の裁判です。過去の裁判例では、営業担当の社員が上司の暴言によるパワハラが原因でうつ病になり自殺した（日研化学事件 東京地裁 平成19.10.15 判決）、暴行・暴言をはかれて肋骨骨折などの重傷を負った（ヨドバシカメラ事件 東京高裁 平成18.3.8 判決）などがあり、労災認定を求める裁判、企業に損害賠償を求める裁判が増えてきています。会社としてパワハラを防ぐにはどうすればよいのでしょうか。

まずは、以下のチェックリストで役職者、上司である方は確認してみましょう。

- 人前で部下を激しく叱責してしまうことが、度々ある。
 - 叱るとき、部下の人間性まで批判してしまうことがある。
 - 相手の存在そのものを否定してしまうような言葉を発することがある。
(存在が目障りだ、給料泥棒 など)
 - 目障りに感じたり、つい無視してしまったりする部下がいる。
 - 目上の自分に意見を言う部下を失礼だと感じることもある。
 - 部下に対して、腹が立って感情を抑えきれないことがある。
 - 嫌なことがあると、人に当たる傾向がある。
 - 厳しく鍛えることで人は育つ、と考えている。
 - 最近部下の中に、ぼーっとしたり、遅刻・欠勤などをしたりする者がいる。
 - 寝つきが悪く、あるいは明け方目が覚めたりする。疲労感がひどい。
- 上司として気をつけるのは、

- 叱るときは「行動」を叱り、性格や価値観を否定しないようにすること。
 - 部下の話を普段からしっかりと聞き、自分の考えを一方向的に押し付けないようにすること。
- また、会社として気をつけることは、
- 社員がパワハラに対して相談できる窓口を決めておくこと。
 - 相談を受けるときは偏った見方をしないように、できるだけ複数の担当者で話を聞くこと。

パワハラはセクハラと同じく、「受け取った側」の感情が大きく影響します。何でもかんでも部下に迎合する必要はありませんが、強引・一方向的になり過ぎないように注意することが大切です。また、会社として、こういった状況を「ほったらかし」にすることは何よりよくありませんので、双方の事情を聞くなど、必ず何らかの対応を行いましょう。

いきいきした会社づくりをお手伝い

羽瀧貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽瀧貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

